

国税との主な違い

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法 （注 1）	定率法（固定資産税定率法） 一般の資産は固定資産評価基準別表第 15 に定められた減価率を用いる（法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様）	建物以外の一般の資産は定率法・定額法の選択制 〔定率法の場合〕 H24. 4. 1 以降取得分は、 「200%定率法」 H19. 4. 1～H24. 3. 31 取得分は、 「250%定率法」 H19. 3. 31 までの取得分は、 「旧定率法」
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度 （注 2）	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却 （所得税法・法人税法）	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額（1 円）
改良費	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	合算評価

（注 1）法人税等の減価償却の方法は平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した資産については、定額法・定率法のいずれかを、平成 19 年 3 月 31 日までに取得した資産については、旧定額法・旧定率法のいずれかを適用してもよいとされていますが、固定資産税では、取替資産等を除き全て旧定率法で評価し、取得価額の 5%が最低限度額となります。

（注 2）圧縮記帳の制度は認められないので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を申告してください。